

令和4年度久留米市障害者(児)生活実態調査について

1 調査の目的等について

(1) 調査の目的

令和5年度に策定予定の「第4期久留米市障害者計画」および「第6期久留米市障害福祉計画・第3期久留米市障害児福祉計画」の基礎資料とするため、本市における障害者(児)の生活の実態や障害福祉サービスに関するニーズ等を把握することを目的とする。

(2) 計画について

① 障害者計画と障害福祉計画【両計画の根拠、特徴等】

種別	根拠法令	特徴	計画期間
市町村 障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画。福祉以外の分野(教育、就労など)も含む。	定めなし (自治体の裁量)
市町村 障害(児)福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	当該市町村における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業について、提供体制に係る目標や必要な見込量とその確保のための方策を定める計画。	国の基本指針に即する (3年)

※ いずれも法定の計画(策定しなければならない)

※ 障害福祉サービス等については、障害者計画をマスタープラン(基本方針)とすると、障害福祉計画はアクションプラン(実施計画)のような関係

(3) 計画期間と次期計画【これまでの経過と今後の策定予定】

計画名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
市：障害者計画	第1期 (H18~H25)		第2期(H26~H29)				第3期(H30~R5)・6年						第4期(R6~R11)・6年					
市：障害福祉計画 障害児福祉計画	第3期(H24~H26)		第4期(H27~H29)			第5期・第1期 (H30~R2)		第6期・第2期 (R3~R5)		第7期・第3期 (R6~R8)								

※ 次期障害者計画は、令和6年度から6年程度

※ 次期障害(児)福祉計画は、令和6年度から令和8年度まで。(3年間)

2 調査の方法について

(1) 調査の方法

アンケート用紙（調査票）による。原則として、郵送により調査票の配布および回収を行う。

(2) 調査の実施時期

令和4年12月中旬（予定）

3 調査の対象者について

(1) 母集団数と対象者数

種別	母集団数	対象者数(予定)	備考
身体障害	11,814	2,400	身体障害者手帳所持者
知的障害	2,751	550	療育手帳所持者
精神障害	3,966(手帳所持) 6,996(精神通院医療)	1,500	精神障害者保健福祉手帳 精神通院医療受給者
難病	2,473	500	特定疾患治療研究事業及び特定 医療費(指定難病)給付事業
発達障害	約750	750	

※母集団数は発達障害を除き、令和3年度末時点

(2) 対象者抽出の考え方

- ① 母集団数の概ね2割を無作為抽出することを基本的な考え方とする。
- ② 各種別

身体障害	母集団数が最も多い障害となるため、障害種別、等級、年齢の構成比率が母集団と大きく異ならないように調整を行う。
知的障害	対象者の等級の構成比率について、母集団と大きく異ならないように調整を行う。
精神障害	精神障害者保健福祉手帳所持者および精神通院医療受給者を対象とする（ただし重複は除く）。等級の比率構成については調整を行う。
難病	特定疾患治療研究事業および特定医療費（指定難病）給付事業制度の利用者から抽出（ただし、身体障害者手帳所持者との重複は除く）。
発達障害	母集団の数が少なく、この割合で抽出すると調査の誤差が大きくなる可能性があるため、前回調査と同様に母集団数と同じとする。

- ③ 目標回収率は、6割程度とする。

4 調査票の設計について

(1) 基本的考え方

- ① 障害者の実態および障害福祉サービス等に関するニーズを把握するとともに、次期計画の施策の検討に資するように、調査項目の設定を行う。
- ② 調査の設計は、ニーズの経年変化を確認するため、平成28年度に実施した障害者(児)生活実態調査の調査項目をベースとする。
- ③ 上記に加え、市計画の実施状況や近年の法改正の状況、今後見込まれる制度変更の動向を踏まえ、必要な項目を加味するものとする。

(2) 調査票の種類

対象者の区分	調査票の種類
身体障害	調査票A
知的障害	
精神障害	
難病	調査票B
発達障害	調査票C

※区分は、比較検討の必要があるため、前回調査と同様にする。

5 その他

本件調査は、調査の正確性や信頼性を担保するため、統計調査に関する専門知識を有する業者に対し業務を委託して実施する。

6 スケジュール

	日程	工程
令和4年	10月末	・調査票(案)の企画設計〆切
	11月上旬	・関係各部、各課へ調査票の助言依頼 ・全体会において、調査票について協議
	11月中旬 ～12月上旬	・調査票完成 ・印刷、発送準備
	12月中旬	・調査
令和5年	1月下旬 ～2月	・回答入力、集計 ・分析、考察
	3月	・報告書(原案)作成 ・全体会において、報告書(原案)について協議
	3月末	・報告書の完成